

社会保険

あいち

〇-----
とじて保管しましょう
-----〇



旧黄柳橋(きゅうつげばし)(愛知県新城市)

《今月の主な内容》

- 「月額変更届」提出のお願い
- 協会けんぽの生活習慣病予防健診をご利用ください
- 70歳～74歳の方の自己負担限度額が変わります
- コラム ～日本の健康・世界の健康～ 肥満
- 知っておきたい 適用関係届等のQ&A
- タイムズカーレンタルの優待サービスのお知らせ

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。〕

〔 なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。〕

No. **522**

2017年7月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

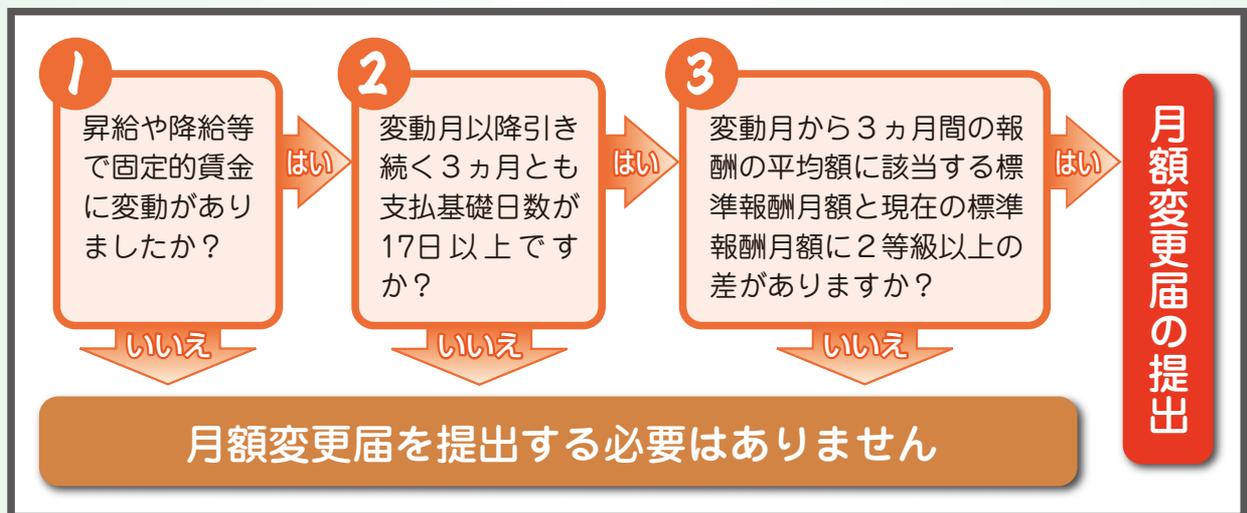
「月額変更届」提出のお願い

毎年1回の定時決定により決定された標準報酬月額は、原則その年の9月から翌年の8月まで1年間適用されますが、この間に昇給や降給などにより報酬に大幅な変動があったときは、実態とかけ離れた状態にならないよう次回の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といい、「月額変更届」をすみやかに提出していただくことになります。

改定された標準報酬月額は、再び随時改定がない限り、6月以前に改定された場合は当年の8月まで、7月以降に改定された場合は翌年の8月までの各月に適用されます。

1 月額変更届が必要なとき

「月額変更届」による随時改定は、次の3つの条件を全て満たしたときに行います。



※随時改定に該当すれば、固定的賃金が変動し、その報酬を支払った月から数えて4ヵ月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

2 固定的賃金の変動とは

固定的賃金

支給額・支給率が決まっているもの

基本給（月給、週給、日給）、
家族手当、通勤手当、住宅手当、
役付手当、勤務地手当など

非固定的賃金

残業手当、能率手当、日直手当、
休日勤務手当、精勤手当など

変動があった場合とは

- ・昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- ・給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- ・日給や時間給の基礎単価（日当・単価）の変更
- ・請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- ・住宅手当等の固定的な手当の追加・支給額の変更

非固定的賃金の変動のみでは随時改定は行いません

3 随時改定の対象とならない場合

- 1 固定的賃金は上がったが、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- 2 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増えたため、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

4 添付書類

「月額変更届」は、原則として添付書類は不要です。
ただし、改定月の初日から起算して60日経過した後に届け出する場合、または標準報酬月額が5等級以上下がる場合は、以下のとおり添付書類が必要になります。



1 被保険者が株式会社（特例有限会社を含む）の役員の場合

以下の①～④のいずれか1つ、および所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写し（固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分まで）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 株主総会または取締役会の議事録 | ② 代表取締役等による報酬決定通知書 |
| ③ 役員間の報酬協議書 | ④ 債権放棄を証する書類 |

※その他の法人の役員の場合は、これらに相当する書類

2 上記の役員以外の場合

- 賃金台帳の写し（固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分まで）
- 出勤簿の写し（固定的賃金の変動があった月から改定月の前月分まで）

算定基礎届の提出はおすすめですか

「算定基礎届」は、健康保険・厚生年金保険の保険給付や保険料計算の基礎となる大切な届出です。

また、お届けいただいていない場合は、至急日本年金機構に提出してください。

算定基礎届を作成された時に従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があるときは、月額変更に該当しないか確認をお願いします。該当する時は、「月額変更届」の提出をお願いします。

35歳以上の従業員の方がいらっしゃる事業主様

年に一度の定期健康診断は協会けんぽの生活習慣病予防健診をご利用ください



Point 1

労働安全衛生法の定期健康診断として多くの企業にご利用いただいています

Point 2

35歳以上の従業員の方の定期健康診断は協会けんぽの生活習慣病予防健診にするとオトク!



● 健診内容は?

労働安全衛生法の定期健康診断の項目すべて

問診、身体計測、血圧測定
尿検査、採血、視力、聴力
胸部レントゲン、心電図



さらに詳しい項目

胃がん検診
大腸がん検診



対象年齢により項目追加も

付加健診、乳がん検診
子宮頸がん検診
肝炎ウイルス検査

● 健診費用は?

協会けんぽの補助があるので
法定項目以上の充実の健診がオトクに
受診できます

18,000円相当が

労働安全衛生法の定期健康診断の内容

- 胃がん検診
- 大腸がん検診

なんと

約7,000円で
受診できます!

手続きはとても簡単です

申込書一式を平成29年3月に
事業所へお送りしています

緑色の大きな封筒が目印!

① 健診機関に予約

県内は148か所の健診機関!
全国で受診できますので
支店・営業所勤務の方もOK!



② 協会けんぽへ
申込書を送付

予約を取った受診日等を
申込書に記入して送付



③ 健診受診

保険証、健診費用 等を
持参して受診



④ 健診結果が届く

健診結果は約2週間後に
届きます

無料の「健康サポート」
でアフターフォロー

受診後は無料の健康サポート(特定保健指導)をご利用いただけます

生活習慣の改善が必要な方がいらっしゃる事業所にご案内を送付します

従業員がある日突然倒れたら
企業にとって大きな損失

従業員を生活習慣病にするかしないかは
企業の対策次第です!!

健康サポートを
ぜひご利用ください

お申込みは希望日を
記入し、FAXするのみ!

協会けんぽの補助により
費用は無料です

協会けんぽ愛知支部
でも受けられます
名古屋駅前で好アクセス!

お一人様 約30分の
個別カウンセリング

生活習慣病予防健診
健康サポート

詳細は、協会けんぽ保健グループまでお問い合わせください。連絡先(TEL)052-856-1482

事務ご担当者様必見 / メールマガジンの登録はお済みですか？

登録・購読
無料

協会けんぽでは、毎月2回、メールマガジンで最新のお知らせをお届けしています

事業主様・健康保険事務ご担当者様・
協会けんぽご加入者様以外でもご登録いただけます



お得情報
1

最新ニュースが届きます

メルマガを受信していれば、最新情報を見逃すことはありません

- 保険料率
- 健康保険制度の改正など



セルフメディケーション
税制が始まりました

お得情報
2

**人数限定の特別な
セミナーの先行案内**

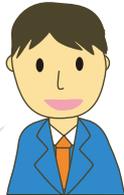
毎年人気のセミナーは先着順ですので、
先行配信で情報チェック！

無料セミナー

- 事務基礎講座
- 事務実践講座
- 退職事務手続き研修会
- 出産事務手続き研修会

事務ご担当者様の声

保険料率の変更は会社の予算にも関わりますので、
いち早く知ることができるのは助かります



ご登録は
こちら

- ホームページから
- スマートフォンから



平成29年8月
受診分から

70歳～74歳の方の自己負担限度額が変わります

お手持ちの高齢受給者証は
そのままお使いいただけます

70歳未満の方の
変更はありません

低所得者の方の
変更はありません

■～平成29年7月受診分

	所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
変更あり	現役並み 所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000)×1% 多数該当の場合は44,400円
	一般 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円	44,400円
変更なし	低所得者Ⅱ (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)		15,000円

■平成29年8月受診分～

	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000)×1% 多数該当の場合は44,400円
	14,000円 年間上限 14万4千円	57,600円 多数該当の場合は44,400円
	8,000円	24,600円
		15,000円



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者
様向けのもので、

健康保険組合の加入者様は、内容が
異なる場合があります。

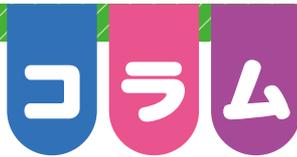
職場内で掲示して、ご活用ください。

☑ 手続きは郵送でお願いします。

ホームページはこちらから

[協会けんぽ 愛知](#)

[検索](#)



～日本の健康・世界の健康～

肥 満

名古屋大学大学院医学系研究科 国際保健医療学・公衆衛生学 江 啓 発

肥満は万病の元と言われる。世界では肥満の継続的な増加に伴い、医療費の支出が膨らむ一方である。この深刻な問題を食い止めるため、先進国を初め、各国の政府が肥満対策に取り組んできた。にもかかわらず、減量に成功した国はひとつもない。先進国の中で、肥満者の割合が最も低い日本は、今、世界に注目されている。特にある制度がこれまでに例のない先駆的な取り組みとも言われている。ここでは、日本と世界の肥満および対策の現状について紹介する。

まず、世界全体の傾向を見てみる。2014年医学専門誌ランセットの論文によると、1980年から2013年までの間に、世界においてBMI値が25以上の成人肥満人口割合は、男性は29%から37%に、女性は30%から38%まで増加した。人数で見ると、8億5000万人から約2.5倍の21億人まで増加した計算になる。

世界一の肥満国、太平洋の島嶼国、ナウル共和国では、男女ともにBMI値が30以上の割合が成人総人口の50%を超え、BMI値が25以上の肥満率は82%にも上った。同じく筆者が研究調査を行っているパラオ共和国でも、男女ともに肥満率は75%を越えている。肥満大国と呼ばれているアメリカでは、成人男女の71%がBMI値25以上で、肥満体型のほうがちろノーマルである。

肥満度を測る指標はさまざまであり、BMI値以外にも腹囲、腹部CTによる内臓脂肪面積、ウエスト・ヒップ比、ウエスト・身長比などが使われている。日本肥満学会は日本人の肥満を「BMI値25以上」と定義している。これはBMI値が25を超えると内臓脂肪が増え、2型糖尿病や循環器疾患のリスクが高くなるという研究結果に基づいた結論である。国によって肥満の定義はそれぞれであり、世界保健機関（WHO）はBMI値30以上と定義している（BMI値25以上は「過体重」）が、日本人の体型に近い東アジアの周辺国では、韓国25、台湾27、また中国では28以上と定められている。

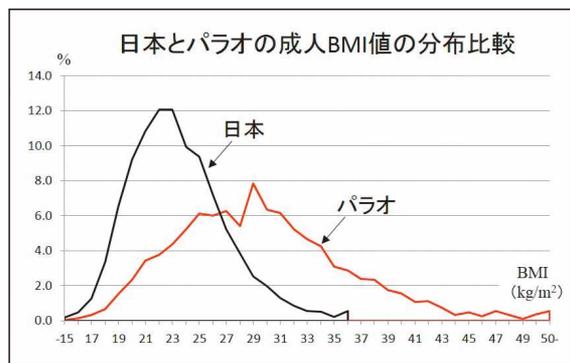
肥満は生活習慣全般にかかわっているものであり、個人の意志のみで変えることは決して容易でない。最近、欧米諸国を中心として政府が国民を「強制的」にダイエットさせようとした政策が打ち出されている。世界最初の「肥満税」を導入したのはデンマークである。

2011年10月、「バター税」と称される、2.3%以上の飽和脂肪を含むバターやチーズなどの加工食品を課税する法律が施行された。また、ハンガリーでは、通称「ポテトチップス税」が導入され、課税対象は、塩分や糖分の高いスナック菓子、清涼飲料水、市販の包装されたケーキ、ビスケットなどである。他のEU諸国では、例えば、フランスの「ソーダ税」（砂糖の添加された飲料水への課税）が既に導入され、イギリスは2018年4月から「砂糖税」を導入する予定である。

肥満大国アメリカでは、これまでに40を超える都市が「ソーダ税」の導入を検討してきたが、飲料業界の反発が強く、数少ない都市しか実現していない。2015年3月、アメリカ初の「ソーダ税」導入に踏み切ったのはカリフォルニア州のバークレー市であった。同州では、同年11月にも、サンフランシスコ、アルバニー、オークランドの3都市を加え、「ソーダ税」導入の是非を問う住民投票が可決された。アメリカ公衆衛生誌（American Journal of Public Health）の研究結果によれば、その課税制度の導入により砂糖添加清涼飲料水の消費量が20%以上も減少したということである。今後、全米の制度導入の是非を問う議論が一層活発化するとと思われる。

では、再び日本に目を向けてみよう。平成27年、厚生労働省の「国民健康・栄養調査」の結果によると、日本人男性の肥満者割合（BMI値25以上）は29%、女性は19%である。近年のデータ推移を見ると、男性はほぼ横ばいで、女性はむしろやや低下傾向にある。成人の年齢層を考慮しない限りでは、肥満の拡大が食い止められていると言える。2008年4月より始まった、特定健康診断および特定保健指導は、40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とし、男性の腹囲が85センチ、女性の腹囲が90センチを超えると、「保健指導」の対象になるという制度である。世界各国にも健診制度はあるが、日本のように健診のデータを厳密に管理し、明確な肥満の基準を用いて、保健指導に繋げる仕組みは稀である。今、肥満のパンデミック（世界的大流行）の最中、世界は日本を見ている。日本の経験からどのように海外に発信できるだろうか。

注：BMI値 25を体重にすると、日本人の成人平均身長（男性168センチ、女性155センチ）で計算した場合、男女それぞれ約70キロ、60キロとなる。



平成23年国民健康・栄養調査と2013年パラオ生活習慣病要因調査のデータにより作成

筆者プロフィール 江 啓 発

2002年台湾・国立成功大学を卒業。2004年より約2年間アフリカ・マラウイ共和国にてHIV・エイズ、マラリアなどの疾病対策に従事。2007年名古屋大学大学院に入学し、ラオス、東ティモール、エジプトにて研究調査。2013年同大学院にて博士課程を修了し、助教に就任。2016年12月より現職（名古屋大学大学院医学系研究科・講師）。

知っておきたい

適用関係届等のQ&A

Q

育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了した場合は、どのような届出が必要ですか？

A

育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了した場合は、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」の提出が必要となります。

Q

育児休業等を延長する場合は、どのような届出が必要ですか？

A

育児休業等を延長する場合は、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」の提出が必要となります。なお、延長後の終了予定日は育児休業等にかかる子が、

- ① 1歳に達する日までの育児休業の場合は1歳に達する日
- ② 1歳から1歳6カ月に達する日までの一定の条件を満たす育児休業の場合は1歳6カ月に達する日
- ③ 1歳から3歳に達する日までの育児休業の制度に準ずる措置による休業の場合は3歳に達する日

をそれぞれ限度としていきますので、届出の際にはご注意ください。

「賞与支払届」提出のお願い

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要となります。この届出により、被保険者の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる『標準賞与額』を決定します。

届出にあたっての注意点

- 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。
- 登録している賞与支払予定月に支払いがない場合でも、「賞与支払届総括表」は提出が必要となりますので、ご注意ください。
- 年4回以上賞与を支払う場合は、『標準報酬月額（算定基礎届）』の対象となりますので、「賞与支払届」の提出は不要です。

タイムズカーレンタルの 優待サービス のお知らせ

愛知県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方は、タイムズカーレンタルの優待サービスが受けられます。

インターネット予約の場合に限り、レンタカー全車種がいつでも通常料金の25%OFFでご利用いただけます。申込方法は協会ホームページ内の専用バナーをクリックして予約手続きを行ってください。

なお、電話、来店による予約・利用については適用されませんのでご了承ください。



タイムズカーレンタル

インターネット予約で

いつでも**25%OFF!**

※他のキャンペーン、割引プログラムとの併用はできません。

申込募集!

3月にご案内しましたが、まだ定員に余裕があります。引き続き皆様方の多数の申し込みをお待ちしております。

「契約保養所利用補助券」 発行のご案内

愛知県社会保険協会では、被保険者やその被扶養者の方の健康の保持増進を図るため、下記の施設と年間を通じて契約していますので、健康づくりやレジャーの拠点として、ぜひご利用ください。



保養施設
1. 柏屋
2. ホテル日間賀荘
3. おんたけ休暇村
4. 松風荘
5. 休暇村(全国に37ヶ所)

◆**補助金額** ご利用者お1人様につき1,500円を、愛知県社会保険協会が負担いたします。(年間1回限りとさせていただきます。)

◆**申込資格** 平成29年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

健歩大会 (ウォーキング)

4月22日(土)に、名鉄ハイキング(電車沿線コース)と共催で「第26回健歩大会」を行いました。

当日は、朝は少し曇っており風も少し強めに感じましたが、9時頃からは晴れ間も広がりハイキング日和となりました。

スタート地点には受付開始時間前に40人程の参加者が待っていたため、受付開始を10分早めて対応し、11時の受付終了までに350名の方にご参加をいただきました。

今回のコースは、国府宮駅をスタートし、国府宮神社、萬徳寺、三井緑地、多加木緑道を歩き、一宮市博物館がゴールの11.5Km程のやや長めのコースでしたが、国府宮神社では植木市を見つつ、萬徳寺では満開の牡丹を堪能しました。

※次回は、10月頃に健歩大会(名鉄ハイキングと共催)を予定しています。ぜひご参加ください。



ご協力ありがとうございました

会費納入のお礼

平成29年度社会保険協会費の納入につきまして、早期の納入にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

なお、納入がお済みでない事業所におかれましては、5月にお送りしております「払込取扱票」により、納入にご協力いただきますようお願いいたします。

社会保険 **あいち** No.522

— 平成29年 7月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市中区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>